

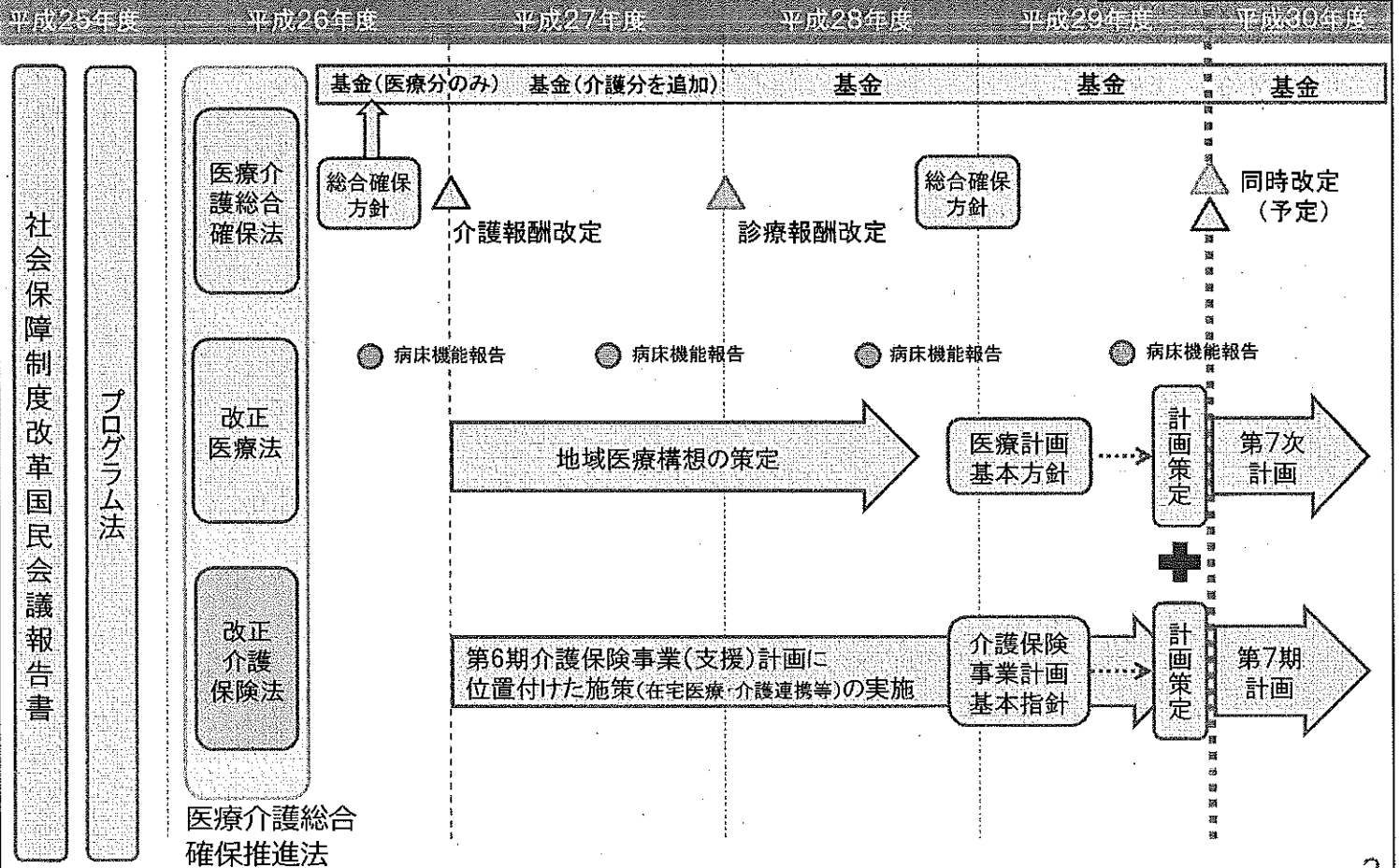
資料 1

第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画における整備目標及びサービス量の見込みに係る整合性の確保について

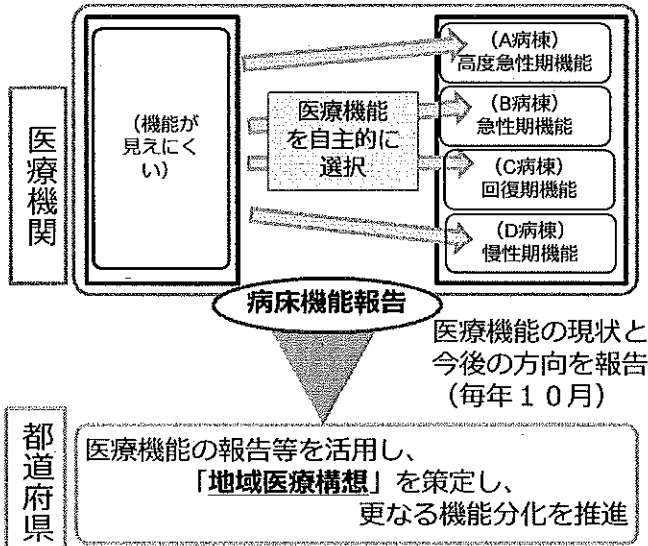
～介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応～

医療と介護の一体的な改革に係る主な取組のイメージ

厚労省 医療計画策定研修会資料
平成29年8月25日



- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
※「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



「地域医療構想」の内容

- 2025年の医療需要と病床の必要量**
 - ・ 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
 - ・ 在宅医療等の医療需要を推計
 - ・ 都道府県内の構想区域（二次医療圏が基本）単位で推計
- 目指すべき医療提供体制を実現するための施策**
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

3

概要

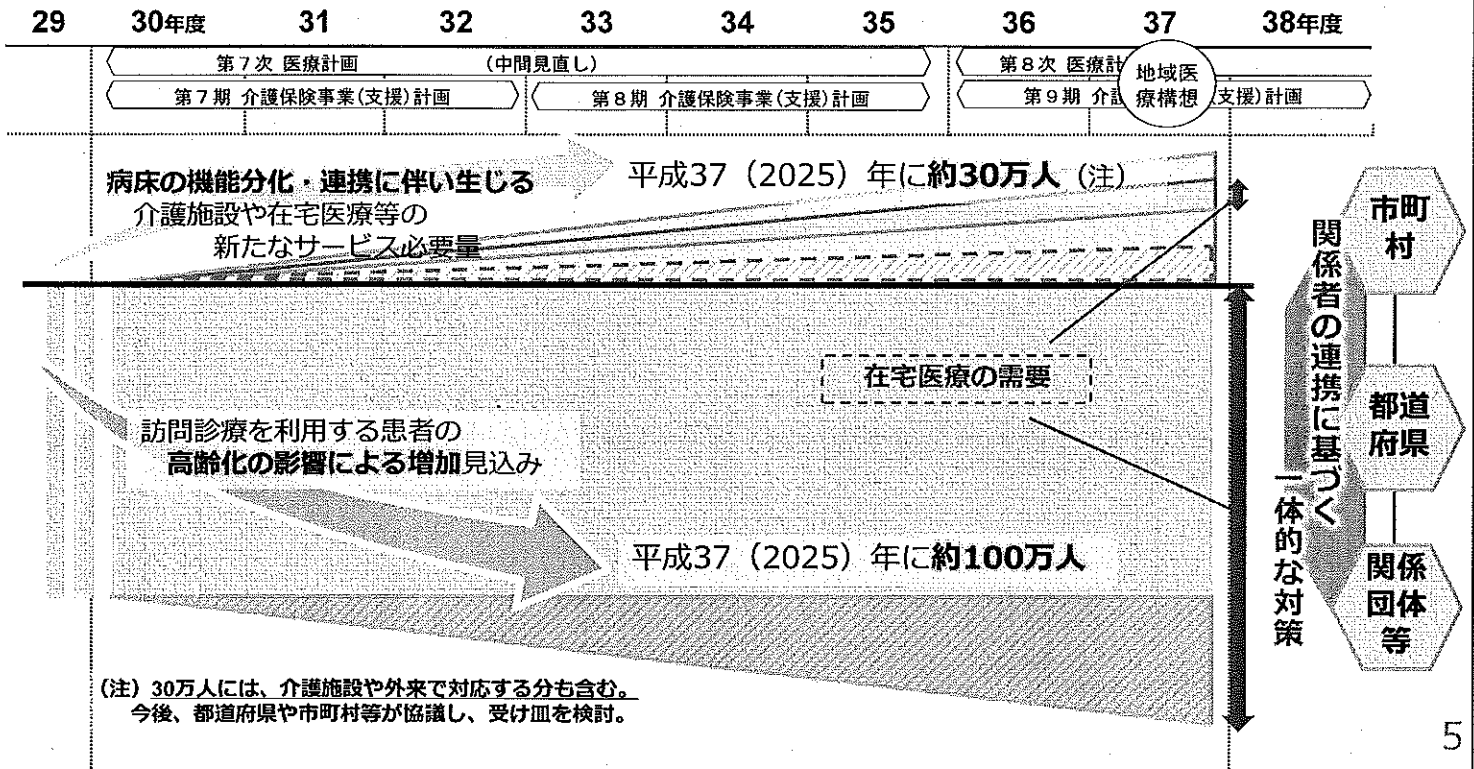
～介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応～

- 地域医療構想で推計した「在宅医療等」には、
 - (1) 一般病床のうち医療施設以外でも対応可能な患者数
 - (2) 療養病床のうち医療施設以外でも対応可能な患者数と地域差解消から発生する患者数
 - (3) 現に訪問診療を受けている患者数に高齢化等の影響を考慮した訪問診療の患者推計
 - (4) 現に老健施設等でサービスを受けている患者数に高齢化等の影響を考慮した患者推計
 が含まれている。
- このうち、(3)と(4)に対応するサービスの受け皿は、推計上それぞれ訪問診療と老健施設等とされている。
- (1)と(2)については、病床から在宅医療等に移行する新たな需要となるため、「どのような受け皿で将来的に対応していくか」を地域の協議の場で協議し、第7次医療計画の在宅医療に盛り込む。

2025年に向けた在宅医療の体制構築について

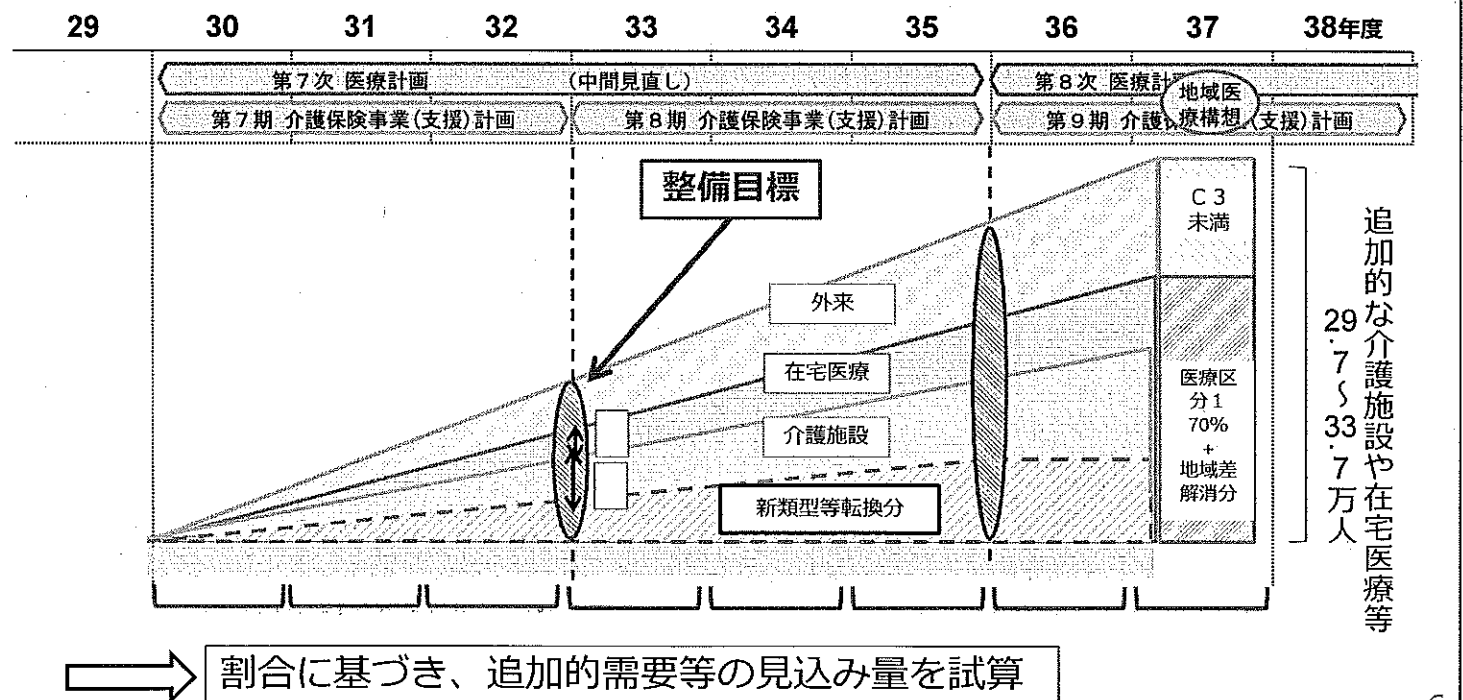
第11回医療計画の見直し等に関する検討会 資料1

- 2025年に向け、在宅医療の需要は、「高齢化の進展」や「地域医療構想による病床の機能分化・連携」により大きく増加する見込み。
- こうした需要の増大に確実に対応していくための提供体制を、都道府県・市町村、関係団体が一体となって構築していくことが重要。



協議内容 1

追加的需要のうち、外来対応分と新類型等転換分を除く部分について、在宅医療と介護施設が受け持つ割合を決定する。



協議内容 2

H32年度の在宅医療の整備目標（7項目）を設定する。

- ① 訪問診療を実施している診療所数・病院数
- ② 訪問薬剤指導を実施する薬局数
- ③ 歯科訪問診療を実施している診療所数（居宅・施設）
- ④ 往診を実施している診療所・病院数
- ⑤ 24時間対応加算の届出をしている訪問看護ステーション数
- ⑥ 機能強化型訪問看護管理療養費の届出をしている訪問看護ステーション数
- ⑦ 在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数

7

協議 1

在宅医療と介護施設が受け持つ割合について

厚生労働省が示す3つの方法

- ア 患者調査結果に基づき決定
- イ 国保データベースによる分析に基づき決定
- ウ 病床機能報告結果に基づき決定

患者調査の活用

第11回医療計画の見直し等に関する検討会 資料1

- 医療療養病床から退院する患者の退院先の状況について、患者調査の結果をみると、以下のとおり。
- 自宅で在宅医療を受ける患者と、介護施設を利用する患者との比率は、約1：3となる。

(千人)

	H20	H23	H26
総数	37.7	38.5	44.1
家庭	19.1	18.3	21.2
当院に通院	10.1	9.1	9.6
他の病院・診療所に通院	6.2	6.7	8.8
在宅医療（訪問診療・訪問看護等）	1.3	1.2	1.5
その他	1.5	1.3	1.4
他の病院・診療所に入院	5.3	4.7	5.0
地域医療支援病院・特定機能病院	0.8	1.1	1.2
その他の病院	4.3	3.5	3.7
診療所	0.1	0.1	0.1
介護老人保健施設に入所	2.9	3.0	3.1
介護老人福祉施設に入所	1.6	1.4	1.7
社会福祉施設に入所	0.8	1.3	1.4
その他（死亡・不明等）	8.1	9.9	11.7

在宅医療：介護施設
= 1：3

在宅医療と介護施設が受け持つ割合

- 在宅医療：介護施設 = 1：3
を基本に調整

(患者調査の全国計)

※愛媛県としては、在宅医療：介護施設 = 1：3を採用することを基本として考えている。

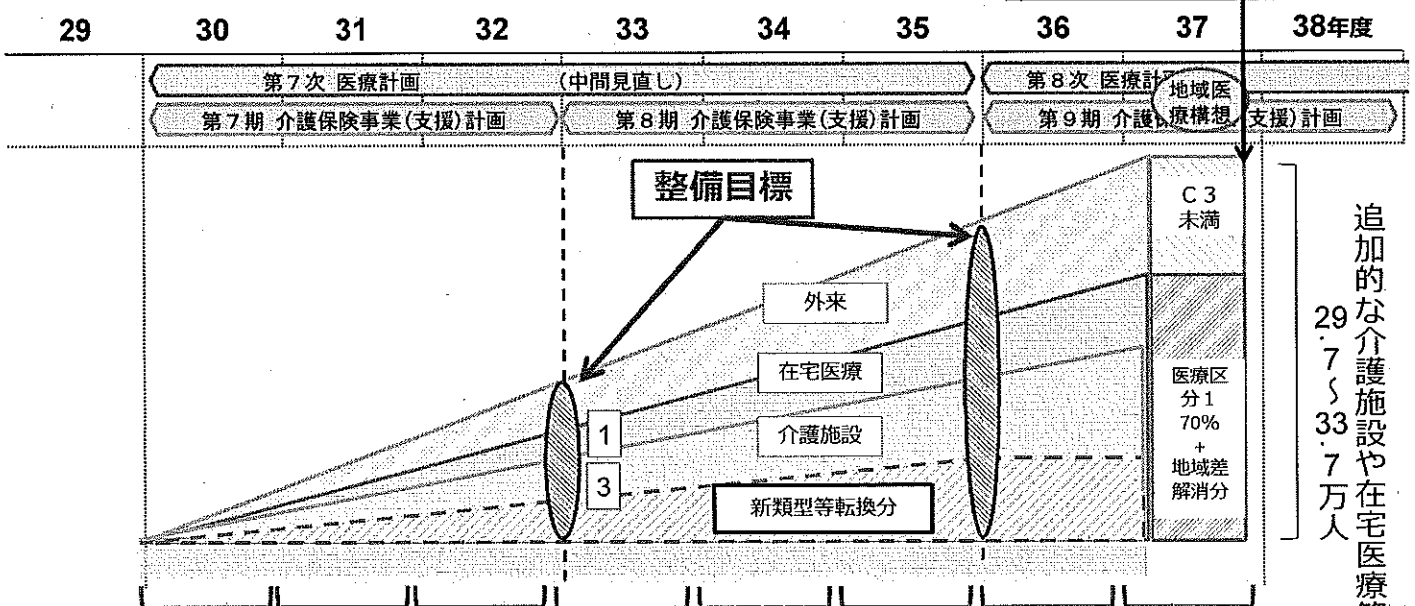
各計画の終了時点における新たなサービス必要量の推計方法

第11回医療計画の見直し等に関する検討会
資料1 (一部改変)

市町村別に按分した2025年(平成37年)の必要量から、第7期介護保険事業(支援)計画の終了時点(平成32年度末)、第7次医療計画の終了時点(平成35年度末)の数値を、比例的に推計する。

○ 比例的に推計する方法について、具体的には、始点を平成30年、終点を平成37(2025)年度末と設定して行うことを基本とする。

市町村別の推計データ国提供



2025年の新たなサービス必要量の推計値を、8年間で等比按分
(例) 32年度末時点のサービス必要量 = 37年のサービス必要量 × 3 / 8

追加的需要等の見込み量（案）

- 別紙 追加的需要等見込み量（案） 参照

協議 2

在宅医療の整備目標（7項目）の設定
（H32年度）

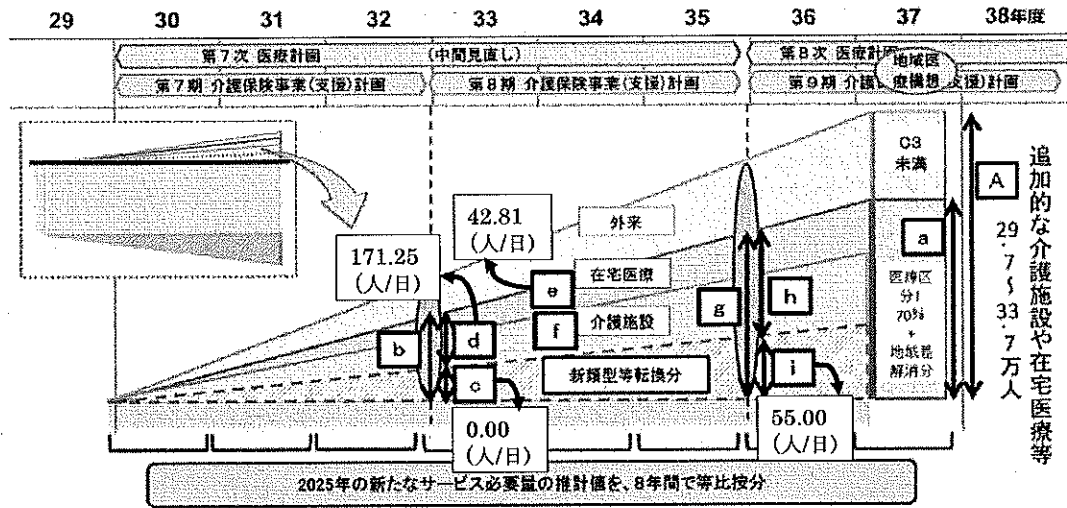
整備目標（7項目）

- ① 訪問診療を実施している診療所数・病院数
- ② 訪問薬剤指導を実施する薬局数
- ③ 歯科訪問診療を実施している診療所数（居宅・施設）
- ④ 往診を実施している診療所・病院数
- ⑤ 24時間対応加算の届出をしている訪問看護ステーション数
- ⑥ 機能強化型訪問看護管理療養費の届出をしている訪問看護ステーション数
- ⑦ 在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数

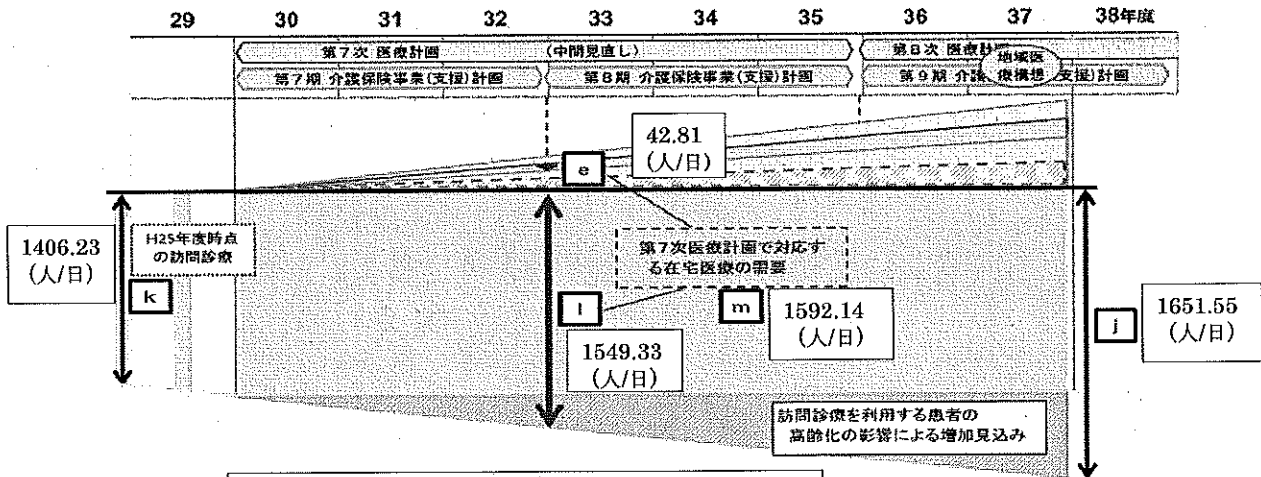
整備目標（案）

- ・ 別紙 整備目標（案） 参照

新居浜・西条医療圏域(新居浜・西条構想区域)における
平成32年度末で在宅医療等・介護施設が受け持つ追加的需要等の見込み量(案)



図表 1 在宅医療と介護施設で受け持つ割合



図表 2 第7次医療計画で対応する在宅医療の需要

(単位:人/日)

策定時点 (年度末)	項目	計算式	新居浜市	西条市	圏域 (構想区域)	
	a 平成37(2025)年度末時点 療養病床等からの転換分のうち受け皿の必 要な患者数		238.40	218.26	456.66	
32	b 平成32年度末の追加的需要	i) $a \times 3/8 = b$	89.40	81.85	171.25	
	c 新類型転換分		0.00	0.00	0.00	
	d 平成32年度末に対応すべき追加的需要	ii) $b - c = d$	89.40	81.85	171.25	
	e 平成32年度末に在宅医療で対応すべき追 加的需要	iii) $d \times P = e$	22.35	20.46	42.81	
	在宅医療:介護施設=1:3とする場合 $P=1/4$					
35	g 平成35年度末の追加的需要	i) $a \times 6/8 = g$	178.80	163.69	342.49	
	i 新類型転換分		20.00	35.00	55.00	
	h 平成35年度末に対応すべき追加的需要	ii) $g - i = h$	158.80	128.69	287.49	
32	j 平成37(2025)年度末時点の訪問診療の需 要		864.54	787.01	1651.55	
	k 平成25(2013)年度末時点の訪問診療の需 要		722.28	683.95	1406.23	
	平成25年度から平成37年度までの増加分		$j - k$	142.26	103.06	245.32
	l 平成32年度末時点の訪問診療	i) $k + (j - k) \times 7/12 = l$	805.26	744.07	1549.33	
	m 第7次医療計画で対応する(平成32年度末 時点の)在宅医療の需要	ii) $l + e = m$	827.61	764.53	1592.14	

2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要的機械的試算(患者住所地ベース)

都道府県	市区町村	年齢	計	(療養病床分)		(一般病床分)	(参考)	(参考)
				医療区分1 70%	地域差	C3未満	訪問診療	2013年の訪問診療
愛媛県	四国中央市	0~39歳	-	-	-	3.78	3.87	5.37
愛媛県	四国中央市	40~64歳	10.18	4.08	6.10	12.04	10.58	13.22
愛媛県	四国中央市	65~74歳	16.07	5.45	10.62	18.77	22.96	22.93
愛媛県	四国中央市	75歳以上	202.97	96.76	106.20	73.16	185.12	154.48
愛媛県	新居浜市	0~39歳	0.32	-	0.32	5.70	6.97	9.02
愛媛県	新居浜市	40~64歳	12.22	4.29	7.93	19.12	21.95	27.22
愛媛県	新居浜市	65~74歳	20.14	7.73	12.41	24.77	40.70	47.69
愛媛県	新居浜市	75歳以上	205.71	86.87	118.84	108.03	794.93	638.35
愛媛県	西条市	0~39歳	0.29	-	0.29	5.20	6.36	8.26
愛媛県	西条市	40~64歳	11.46	4.02	7.43	17.92	20.57	25.46
愛媛県	西条市	65~74歳	20.56	7.89	12.67	25.29	41.56	40.00
愛媛県	西条市	75歳以上	185.94	78.52	107.42	97.64	718.53	610.23
愛媛県	今治市	0~39歳	3.72	2.35	1.38	5.15	9.42	13.61
愛媛県	今治市	40~64歳	26.33	15.04	11.29	25.53	19.36	27.53
愛媛県	今治市	65~74歳	38.58	18.01	20.57	41.58	38.69	47.14
愛媛県	今治市	75歳以上	373.27	197.52	175.75	242.95	580.63	476.92
愛媛県	上島町	0~39歳	0.14	0.09	0.05	0.19	0.35	0.47
愛媛県	上島町	40~64歳	0.90	0.51	0.39	0.87	0.66	1.14
愛媛県	上島町	65~74歳	1.93	0.90	1.03	2.07	1.93	2.66
愛媛県	上島町	75歳以上	20.88	11.05	9.83	13.59	32.49	30.44
愛媛県	松山市	0~39歳	4.79	2.95	1.84	17.46	48.75	61.02
愛媛県	松山市	40~64歳	47.74	22.91	24.83	75.01	151.83	173.12
愛媛県	松山市	65~74歳	99.83	40.41	59.42	96.36	290.63	273.19
愛媛県	松山市	75歳以上	834.59	377.20	457.38	486.77	5,146.42	3552.39
愛媛県	伊予市	0~39歳	0.29	0.18	0.11	1.05	2.93	4.10
愛媛県	伊予市	40~64歳	3.02	1.45	1.57	4.74	9.60	12.85
愛媛県	伊予市	65~74歳	7.77	3.14	4.62	7.50	22.62	22.73
愛媛県	伊予市	75歳以上	65.67	29.68	35.99	38.30	404.96	360.29
愛媛県	東温市	0~39歳	0.32	0.19	0.12	1.15	3.21	3.83
愛媛県	東温市	40~64歳	3.00	1.44	1.56	4.71	9.54	11.42
愛媛県	東温市	65~74歳	7.59	3.07	4.52	7.33	22.11	18.42
愛媛県	東温市	75歳以上	61.23	27.67	33.56	35.71	377.57	280.16
愛媛県	久万高原町	0~39歳	0.04	0.02	0.01	0.13	0.37	0.70
愛媛県	久万高原町	40~64歳	0.50	0.24	0.26	0.79	1.60	2.87
愛媛県	久万高原町	65~74歳	1.99	0.81	1.18	1.92	5.80	6.25
愛媛県	久万高原町	75歳以上	21.34	9.65	11.70	12.45	131.60	171.38
愛媛県	松前町	0~39歳	0.26	0.16	0.10	0.94	2.63	3.44
愛媛県	松前町	40~64歳	2.63	1.26	1.37	4.13	8.37	10.35
愛媛県	松前町	65~74歳	6.24	2.52	3.71	6.02	18.15	18.20
愛媛県	松前町	75歳以上	51.91	23.46	28.45	30.28	320.11	246.34
愛媛県	砥部町	0~39歳	0.17	0.11	0.07	0.63	1.76	2.40
愛媛県	砥部町	40~64歳	1.82	0.87	0.94	2.85	5.77	7.45
愛媛県	砥部町	65~74歳	4.74	1.92	2.82	4.57	13.79	12.97
愛媛県	砥部町	75歳以上	41.17	18.61	22.57	24.02	253.90	170.96
愛媛県	八幡浜市	0~39歳	-	-	-	0.87	1.79	2.76
愛媛県	八幡浜市	40~64歳	1.93	1.02	0.91	5.14	6.28	9.22
愛媛県	八幡浜市	65~74歳	5.47	2.42	3.06	10.32	16.87	18.74
愛媛県	八幡浜市	75歳以上	50.25	23.03	27.23	43.59	324.19	295.72
愛媛県	大洲市	0~39歳	-	-	-	1.26	2.58	3.98
愛媛県	大洲市	40~64歳	2.37	1.25	1.12	6.30	7.69	10.98
愛媛県	大洲市	65~74歳	6.78	2.99	3.79	12.79	20.91	19.91
愛媛県	大洲市	75歳以上	56.75	26.00	30.75	49.22	366.07	351.18
愛媛県	西予市	0~39歳	-	-	-	0.96	1.96	3.00
愛媛県	西予市	40~64歳	1.94	1.02	0.91	5.15	6.29	9.40
愛媛県	西予市	65~74歳	6.10	2.69	3.41	11.50	18.81	20.73
愛媛県	西予市	75歳以上	61.68	28.26	33.42	53.50	397.91	395.19
愛媛県	内子町	0~39歳	-	-	-	0.43	0.89	1.37
愛媛県	内子町	40~64歳	0.85	0.45	0.40	2.25	2.75	4.16
愛媛県	内子町	65~74歳	2.67	1.18	1.49	5.03	8.23	8.27
愛媛県	内子町	75歳以上	23.26	10.66	12.60	20.18	150.07	160.49
愛媛県	伊方町	0~39歳	-	-	-	0.20	0.40	0.67
愛媛県	伊方町	40~64歳	0.48	0.25	0.23	1.28	1.56	2.56
愛媛県	伊方町	65~74歳	1.70	0.75	0.95	3.20	5.23	5.35
愛媛県	伊方町	75歳以上	14.36	6.58	7.78	12.46	92.64	112.11
愛媛県	宇和島市	0~39歳	-	-	-	3.44	3.26	4.85
愛媛県	宇和島市	40~64歳	2.47	1.22	1.25	11.89	13.77	20.79
愛媛県	宇和島市	65~74歳	10.78	5.46	5.32	19.12	35.43	35.52
愛媛県	宇和島市	75歳以上	118.76	80.21	38.55	100.78	510.70	482.38
愛媛県	松野町	0~39歳	-	-	-	0.14	0.13	0.20
愛媛県	松野町	40~64歳	0.11	0.05	0.06	0.53	0.62	1.07
愛媛県	松野町	65~74歳	0.63	0.32	0.31	1.11	2.06	1.91
愛媛県	松野町	75歳以上	7.03	4.75	2.28	5.97	30.24	33.62
愛媛県	鬼北町	0~39歳	-	-	-	0.40	0.38	0.57
愛媛県	鬼北町	40~64歳	0.30	0.15	0.15	1.42	1.65	2.78
愛媛県	鬼北町	65~74歳	1.55	0.79	0.77	2.76	5.11	4.91
愛媛県	鬼北町	75歳以上	19.72	13.32	6.40	16.73	84.79	85.84
愛媛県	愛南町	0~39歳	-	-	-	0.69	0.66	1.24
愛媛県	愛南町	40~64歳	0.60	0.30	0.30	2.90	3.36	6.37
愛媛県	愛南町	65~74歳	3.45	1.75	1.70	6.13	11.36	11.15
愛媛県	愛南町	75歳以上	36.73	24.81	11.92	31.17	157.97	147.42

別表1

H32年度末で在宅・介護が受け持つ追加的需要と
第7次医療計画で対応すべき在宅医療の需要

注)既に入力している数字は、医療:介護=1:3、転換意向調査は下限値として計算していますので、必要に応じて修正してください。

市区町村	年齢	H37年計 (a)	H32年計 (b)=(a)×3/8	転換意向調査 による下限値 (c)	転換意向調査で「未定」回答のうち 今後のおおまかな意向		(d)=(b)-(c)	追加的需要		H37年の 訪問診療 (l)	H25年 の訪問診療 (k)	H32年 の訪問診療 (l)=(k)+(l) -(k)×7/12	対応すべき在宅 医療の需要 (m)=(e)+(l)
					介護保険施設 医療・介護の担 み合わせ	療養病床を有する 医療機関なし		医療分 (e)=(d)-(f)	介護分 (f)=(d)×3/4				
四国中央市	0~39歳	-	3.82	-	-	-	-	-	5.97	5.97	-	-	-
	40~64歳	10.18	6.03	-	-	-	-	-	10.58	13.22	-	-	-
	65~74歳	16.07	76.11	-	-	-	-	-	22.96	22.93	-	-	-
	75歳以上	202.97	76.11	-	-	-	-	-	185.12	184.48	-	-	-
	計	229.21	85.96	94.00	0.00	80.00	-8.04	-	222.53	195.99	211.47	211.47	211.47
新居浜市	0~39歳	0.32	0.12	-	-	-	0.12	0.12	5.97	9.02	-	-	-
	40~64歳	12.22	4.58	-	-	-	4.58	4.58	21.95	27.22	-	-	-
	65~74歳	20.14	7.55	-	-	-	7.55	5.98	40.70	47.69	-	-	-
	75歳以上	205.71	77.14	-	-	-	77.14	61.07	79.93	838.35	-	-	-
	計	238.40	89.40	0.00	14.00	56.00	89.40	67.05	864.54	722.28	805.26	805.26	827.61
西条市	0~39歳	0.29	0.11	-	-	-	0.11	0.11	6.36	8.26	-	-	-
	40~64歳	11.46	4.30	-	-	-	4.30	4.30	20.57	25.46	-	-	-
	65~74歳	20.56	7.71	-	-	-	7.71	1.60	51.56	40.00	-	-	-
	75歳以上	185.94	69.73	-	-	-	69.73	14.46	718.53	610.23	-	-	-
	計	218.26	81.85	0.00	35.00	0.00	81.85	20.46	787.01	683.95	744.07	744.07	764.53
今治市	0~39歳	3.72	1.40	-	-	-	0.72	0.72	9.42	13.61	-	-	-
	40~64歳	26.33	9.87	-	-	-	5.11	5.11	19.36	27.63	-	-	-
	65~74歳	38.58	14.47	-	-	-	7.48	1.46	38.63	47.14	-	-	-
	75歳以上	373.27	139.97	-	-	-	72.40	14.14	360.63	476.92	-	-	-
	計	441.90	165.71	80.00	0.00	211.00	85.71	21.43	648.10	565.20	613.56	613.56	634.99
上島町	0~39歳	0.14	0.05	-	-	-	0.05	0.05	0.35	0.47	-	-	-
	40~64歳	0.90	0.34	-	-	-	0.34	0.34	0.66	1.14	-	-	-
	65~74歳	1.93	0.72	-	-	-	0.72	0.16	1.93	2.66	-	-	-
	75歳以上	20.88	7.83	-	-	-	7.83	1.69	32.49	39.44	-	-	-
	計	23.85	8.94	0.00	0.00	0.00	8.94	2.24	35.43	34.71	35.13	35.13	37.36
松山市	0~39歳	4.79	1.80	-	-	-	1.52	1.52	48.75	61.02	-	-	-
	40~64歳	47.74	17.90	-	-	-	15.19	15.19	151.85	173.12	-	-	-
	65~74歳	99.83	37.43	-	-	-	31.77	6.60	290.63	273.19	-	-	-
	75歳以上	834.59	312.97	-	-	-	265.61	55.20	5146.42	3652.39	-	-	-
	計	986.94	370.10	56.00	30.00	70.00	314.10	78.53	5,637.63	4,059.71	4,980.16	4,980.16	5,058.69

市区町村	年齢	H37年計 (a)	H32年計 (b)=(a)×3/8	転換率向調査 による下限値 (c)	転換率向調査で「未定」回答のうち 今後のおおまかな意向		(d)=(b)÷(e)	追加的需要		H37年の 訪問診療 (j)	H25年 の訪問診療 (k)	H32年 の訪問診療 (l)=(k)+(j) -(k)×7/12	対応すべき在宅 医療の需要 (m)=(e)+(l)
					介護保険施設 介護・介護の組 み合わせ	医療・介護の組 み合わせ		医療分 (e)=(d)-(f)	介護分 (f)=(d)×3/4				
伊予市	0~39歳	0.29	0.11				0.11	0.11	2.93	4.10			
	40~64歳	3.02	1.13				1.13	1.13	3.60	12.35			
	65~74歳	7.77	2.91				2.91	0.63	22.92	22.73			
	75歳以上	65.67	24.63				24.63	5.32	204.91	380.29			
	計	76.75	28.78	0.00	0.00	0.00	28.78	7.20	440.12	399.96	423.39	430.58	
東温市	0~39歳	0.32	0.12				0.12	0.12	3.21	3.83			
	40~64歳	3.00	1.13				1.13	1.13	9.64	11.42			
	65~74歳	7.59	2.85				2.85	0.61	22.11	18.42			
	75歳以上	61.23	22.96				22.96	4.91	377.57	280.15			
	計	72.14	27.05	0.00	0.00	8.00	27.05	6.76	412.43	313.83	371.35	378.11	
久万高原町	0~39歳	0.04	0.01				0.01	0.01	0.37	0.70			
	40~64歳	0.50	0.19				0.19	0.19	1.50	2.87			
	65~74歳	1.99	0.75				0.75	0.17	5.80	6.25			
	75歳以上	21.34	8.00				8.00	1.86	131.60	171.38			
	計	23.87	8.95	0.00	0.00	14.00	8.95	2.24	139.36	181.19	156.79	159.03	
松前町	0~39歳	0.26	0.10				0.10	0.10	2.63	3.44			
	40~64歳	2.63	0.99				0.99	0.99	8.37	10.35			
	65~74歳	6.24	2.34				2.34	0.50	19.15	18.30			
	75歳以上	51.91	19.47				19.47	4.14	320.11	246.84			
	計	61.04	22.89	0.00	0.00	0.00	22.89	5.72	349.26	278.32	319.70	325.42	
砥部町	0~39歳	0.17	0.06				0.06	0.06	1.75	2.40			
	40~64歳	1.82	0.68				0.68	0.68	5.77	7.45			
	65~74歳	4.74	1.78				1.78	0.39	13.79	12.97			
	75歳以上	41.17	15.44				15.44	3.36	253.90	170.96			
	計	47.90	17.96	0.00	16.00	0.00	17.96	4.49	275.23	193.78	241.29	245.78	
八幡浜市	0~39歳	-	-				-	-	0.78	2.75			
	40~64歳	1.93	0.73				-	-	6.23	5.22			
	65~74歳	5.47	2.05				-	-	16.87	13.74			
	75歳以上	50.25	18.85				-	-	324.16	235.72			
	計	57.66	21.62	80.00	0.00	0.00	-88.38	-	349.12	326.44	339.67	339.67	
大洲市	0~39歳	-	-				0.00	0.00	2.85	3.39			
	40~64歳	2.37	0.89				0.89	0.89	7.66	10.98			
	65~74歳	6.78	2.54				2.54	0.56	20.91	19.91			
	75歳以上	56.75	21.28				21.28	4.73	366.07	351.18			
	計	65.90	24.71	0.00	32.00	0.00	24.71	6.18	397.25	386.04	392.58	398.75	

市区町村	年齢	H37年計 (a)	H32年計 (b)=(a)×3/8	転換意向調査 による下限値 (c)	転換意向調査で「未定」回答のう ち今後のおおまかな意向		(d)=(b)-(e)	追加的需要		H37年の 訪問診療 (i)	H25年 の訪問診療 (k)	H32年 の訪問診療 (l)=(k)+(i) -(k)×7/12	対応すべき在 宅医療の需要 (m)=(e)+(l)
					介護保険施設	医療・介護の組 み合わせ		医療分 (e)=(d)-(f)	介護分 (f)=(d)×3/4				
西予市	0~39歳	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	1.96	3.00	-	-
	40~64歳	1.94	0.73	-	-	-	0.73	0.73	0.73	6.29	8.40	-	-
	65~74歳	6.10	2.29	-	-	-	2.29	0.52	1.76	18.81	20.73	-	-
	75歳以上 計	61.68 69.72	23.13 26.14	0.00	0.00	0.00	23.13 26.14	5.29 6.54	17.84 19.61	397.91 424.97	392.19 428.31	426.36	432.90
内子町	0~39歳	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	0.89	1.37	-	-
	40~64歳	0.85	0.32	-	-	-	0.32	0.32	0.32	2.75	4.16	-	-
	65~74歳	2.67	1.00	-	-	-	1.00	0.23	0.77	8.23	8.27	-	-
	75歳以上 計	23.26 26.78	8.72 10.04	0.00	0.00	0.00	8.72 10.04	1.97 2.51	6.76 7.53	150.67 161.93	160.49 174.28	167.08	169.59
伊方町	0~39歳	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	0.40	0.67	-	-
	40~64歳	0.48	0.18	-	-	-	0.18	0.18	0.18	1.58	2.56	-	-
	65~74歳	1.70	0.64	-	-	-	0.64	0.14	0.49	5.23	5.35	-	-
	75歳以上 計	14.36 16.54	5.39 6.20	0.00	0.00	0.00	5.39 6.20	1.23 1.55	4.16 4.65	92.64 99.83	112.11 120.69	108.52	110.07
宇和島市	0~39歳	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	3.29	4.55	-	-
	40~64歳	2.47	0.93	-	-	-	0.93	0.93	0.93	13.77	20.79	-	-
	65~74歳	10.78	4.04	-	-	-	4.04	0.95	3.09	35.43	35.52	-	-
	75歳以上 計	118.76 132.01	44.53 49.50	0.00	0.00	0.00	44.53 49.50	10.50 12.38	34.04 37.13	510.70 563.17	482.83 543.55	555.00	567.37
松野町	0~39歳	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	0.13	0.20	-	-
	40~64歳	0.11	0.04	-	-	-	0.04	0.04	0.04	0.82	1.07	-	-
	65~74歳	0.63	0.24	-	-	-	0.24	0.06	0.18	2.06	1.91	-	-
	75歳以上 計	7.03 7.77	2.64 2.91	0.00	0.00	0.00	2.64 2.91	0.63 0.73	2.01 2.19	30.24 33.82	33.82	34.61	35.34
鬼北町	0~39歳	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	0.58	0.57	-	-
	40~64歳	0.30	0.11	-	-	-	0.11	0.11	0.11	1.65	2.78	-	-
	65~74歳	1.55	0.58	-	-	-	0.58	0.14	0.44	5.11	4.91	-	-
	75歳以上 計	19.72 21.57	7.39 8.09	0.00	0.00	0.00	7.39 8.09	1.77 2.02	5.62 6.07	84.79 91.93	85.84 94.09	92.83	94.85
愛南町	0~39歳	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	0.65	1.24	-	-
	40~64歳	0.60	0.23	-	-	-	0.23	0.23	0.23	3.38	6.37	-	-
	65~74歳	3.45	1.30	-	-	-	1.30	0.31	0.99	11.38	11.15	-	-
	75歳以上 計	36.73 40.79	13.78 15.30	0.00	0.00	0.00	13.78 15.30	3.29 3.82	10.49 11.47	157.67 173.34	147.42 166.18	170.35	174.18

別表2

H35年度末で在宅・介護が受け持つ
追加的需要

市区町村	年齢	H37年計 (a)	H35年計 (g)=(a)×6/8	【医療】 転換意向調査 による下限値 (i)	【医療】「未定」回答のうち今後の おおまかな意向		【介護】 「未定」回答のう ち大まかな意向	(h) = (g) - (i)
					介護保険施設	医療・介護の組 み合わせ	廃止	
四国中央市	0～39歳	-	-					0.00
	40～64歳	10.18	7.64					1.64
	65～74歳	16.07	12.05					2.59
	75歳以上	202.97	152.22					32.68
	計	229.21	171.91	135.00	0.00	90.00	12.00	36.91
新居浜市	0～39歳	0.32	0.24					0.22
	40～64歳	12.22	9.17					8.14
	65～74歳	20.14	15.10					13.41
	75歳以上	205.71	154.28					137.03
	計	238.40	178.80	20.00	2.00	48.00	0.00	158.80
西条市	0～39歳	0.29	0.22					0.17
	40～64歳	11.46	8.59					6.75
	65～74歳	20.56	15.42					12.12
	75歳以上	185.94	139.46					109.64
	計	218.26	163.69	35.00	0.00	0.00	0.00	128.69
今治市	0～39歳	3.72	2.79					0.88
	40～64歳	26.33	19.74					6.22
	65～74歳	38.58	28.94					9.12
	75歳以上	373.27	279.95					88.21
	計	441.90	331.42	227.00	0.00	117.00	0.00	104.42
上島町	0～39歳	0.14	0.10	療養病床を有する 医療機関なし				0.10
	40～64歳	0.90	0.68					0.68
	65～74歳	1.93	1.44					1.44
	75歳以上	20.88	15.66					15.66
	計	23.85	17.89	0.00	0.00	0.00	0.00	17.89
松山市	0～39歳	4.79	3.59					2.17
	40～64歳	47.74	35.81					21.58
	65～74歳	99.83	74.87					45.13
	75歳以上	834.59	625.94					377.32
	計	986.94	740.21	294.00	0.00	42.00	8.00	446.21
伊予市	0～39歳	0.29	0.22					0.14
	40～64歳	3.02	2.26					1.48
	65～74歳	7.77	5.83					3.80
	75歳以上	65.67	49.25					32.14
	計	76.75	57.56	20.00	0.00	0.00	0.00	37.56
東温市	0～39歳	0.32	0.24					0.18
	40～64歳	3.00	2.25					1.67
	65～74歳	7.59	5.70					4.22
	75歳以上	61.23	45.92					34.04
	計	72.14	54.10	14.00	0.00	0.00	0.00	40.10
久万高原町	0～39歳	0.04	0.03					-
	40～64歳	0.50	0.38					-
	65～74歳	1.99	1.49					-
	75歳以上	21.34	16.01					-
	計	23.87	17.90	30.00	0.00	14.00	0.00	-12.10
松前町	0～39歳	0.26	0.19					0.19
	40～64歳	2.63	1.97					1.97
	65～74歳	6.24	4.68					4.68
	75歳以上	51.91	38.93					38.93
	計	61.04	45.78	0.00	0.00	0.00	0.00	45.78
砥部町	0～39歳	0.17	0.13					0.07
	40～64歳	1.82	1.36					0.76
	65～74歳	4.74	3.55					1.97
	75歳以上	41.17	30.88					17.13
	計	47.90	35.93	16.00	0.00	0.00	0.00	19.93

市区町村	年齢	H37年計 (a)	H35年計 (g)=(a)×6/8	【医療】 転換意向調査 による下限値 (i)	【医療】「未定」回答のうち今後の おおまかな意向		【介護】 「未定」回答のう ち大まかな意向	(h) = (g)-(i)
					介護保険施設	医療・介護の組 み合わせ	廃止	
八幡浜市	0～39歳	-	-	-	-	-	-	-
	40～64歳	1.93	1.45	-	-	-	-	-
	65～74歳	5.47	4.10	-	-	-	-	-
	75歳以上	50.25	37.69	-	-	-	-	-
	計	57.66	43.24	80.00	0.00	0.00	0.00	-36.76
大洲市	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	2.37	1.78	-	-	-	-	0.63
	65～74歳	6.78	5.09	-	-	-	-	1.79
	75歳以上	56.75	42.56	-	-	-	-	15.00
	計	65.90	49.42	32.00	0.00	0.00	0.00	17.42
西予市	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	1.94	1.45	-	-	-	-	1.45
	65～74歳	6.10	4.57	-	-	-	-	4.57
	75歳以上	61.68	46.26	-	-	-	-	46.26
	計	69.72	52.29	0.00	0.00	0.00	0.00	52.29
内子町	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	0.85	0.64	-	-	-	-	0.64
	65～74歳	2.67	2.00	-	-	-	-	2.00
	75歳以上	23.26	17.45	-	-	-	-	17.45
	計	26.78	20.08	0.00	0.00	0.00	0.00	20.08
伊方町	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	0.48	0.36	-	-	-	-	0.36
	65～74歳	1.70	1.27	-	-	-	-	1.27
	75歳以上	14.36	10.77	-	-	-	-	10.77
	計	16.54	12.40	0.00	0.00	0.00	0.00	12.40
宇和島市	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	2.47	1.85	-	-	-	-	1.74
	65～74歳	10.78	8.08	-	-	-	-	7.59
	75歳以上	118.76	89.07	-	-	-	-	83.67
	計	132.01	99.00	6.00	45.00	0.00	0.00	93.00
松野町	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	0.11	0.08	-	-	-	-	0.08
	65～74歳	0.63	0.47	-	-	-	-	0.47
	75歳以上	7.03	5.27	-	-	-	-	5.27
	計	7.77	5.83	0.00	0.00	0.00	0.00	5.83
鬼北町	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	0.30	0.22	-	-	-	-	0.22
	65～74歳	1.55	1.17	-	-	-	-	1.17
	75歳以上	19.72	14.79	-	-	-	-	14.79
	計	21.57	16.18	0.00	0.00	0.00	0.00	16.18
愛南町	0～39歳	-	-	-	-	-	-	0.00
	40～64歳	0.60	0.45	-	-	-	-	0.45
	65～74歳	3.45	2.59	-	-	-	-	2.59
	75歳以上	36.73	27.55	-	-	-	-	27.55
	計	40.79	30.59	0.00	0.00	0.00	0.00	30.59

表 第7次愛媛県地域保健医療計画における新居浜・西条圏域の整備目標(在宅医療関係) (案)

病期	番号	項目	現状			目標(案) (H32年度)	目標の考え方
			調査年	出典	圏域 合計		
日常の療養支援	①	訪問診療を実施している診療所数・病院数	H27年度	NDBデータ	49	現状維持	アンケート調査結果等により、現状の施設数のままでも増加する患者に対応できると見込まれるため「現状維持」とした。
	②	訪問薬剤指導を実施する薬局数	H27年度	NDBデータ	4	現状以上	平成28年度実績から現状以上の実施が見込めるため「現状以上」とした。
	③-1	居宅に歯科訪問診療を実施している診療所数	H26年度	医療施設調査	8	現状維持	現状の施設数のままでも増加する患者に対応できると見込まれるため「現状維持」とした。
	③-2	施設に歯科訪問診療を実施している診療所数	H26年度	医療施設調査	16	現状維持	現状の施設数のままでも増加する患者に対応できると見込まれるため「現状維持」とした。
急変時の対応	④	往診を実施している診療所・病院数	H27年度	NDBデータ	67	現状維持	アンケート調査結果等により、現状の施設数のままでも増加する患者に対応できると見込まれるため「現状維持」とした。
	⑤	24時間対応体制加算の届出をしている訪問看護ステーション数	H29年9月	四国厚生支局HPより	13	現状維持	アンケート調査結果等により、現状の施設数のままでも増加する患者に対応できると見込まれるため「現状維持」とした。
	⑥	機能強化型訪問看護管理療養費の届出をしている訪問看護ステーション数	H29年9月	四国厚生支局HPより	0	1以上	地域差解消の観点から0を最低1とし「1以上」とした。
看取り	⑦	在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数	H27年度	NDBデータ	20	現状維持	現状の施設数のままでも増加する患者に対応できると見込まれるため「現状維持」とした。

(注)現状値は実績数。ただし、斜体数字は届出数。

訪問診療アンケート調査結果(圏域別)

県医療対策課等が実施

県合計

診療科名	問1 在宅訪問診療実施状況				問2 患者数				増やせる患者数 (A)				減らしたい患者数 (B)				(A)-(B)								
	1 訪問・往診		2 訪問のみ		3 往診のみ		4 してない		①訪問診療患者数		ア自宅		イ施設		ア自宅		イ施設		ア自宅		イ施設				
	214	22	36	3	80	8	150	24	7439	2579	225	621	87	4860	1136	154	184	27	1248	292	45	1118	173	1203	
内科																									
外科																									
整形外科																									
その他																									

新居浜・西条圏域

診療科名	問1 在宅訪問診療実施状況				問2 患者数				増やせる患者数 (A)				減らしたい患者数 (B)				(A)-(B)									
	1 訪問・往診		2 訪問のみ		3 往診のみ		4 してない		①訪問診療患者数		ア自宅		イ施設		ア自宅		イ施設		ア自宅		イ施設					
	23	1	9	0	11	2	27	4	837	243	32	54	3	594	86	3	22	1	151	20	10	0	76	22	151	
内科																										
外科																										
整形外科																										
その他																										

※内科には、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、心療内科を含む

※外科には、循環器外科、乳腺外科、脳神経外科、肛門外科を含む

※その他は、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、小児科、精神科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科、リウマチ科、リハビリテーション科など

訪問看護アンケート結果(圏域別)

県医療対策課等が実施

県計

問1 訪問看護患者数		増やせる訪問看護数 (A)			減らしたい訪問看護数 (B)			(A)-(B)			
①訪問看護数	ア居宅	イ施設	イ施設	ア居宅	ア居宅	イ施設	イ施設	ア居宅	イ施設		
	8067	7313	289	754	1142	161	441	0	0	1142	161

新居浜・西条圏域

問1 訪問看護患者数		増やせる訪問看護数 (A)			減らしたい訪問看護数 (B)			(A)-(B)			
①訪問看護数	ア居宅	イ施設	イ施設	ア居宅	ア居宅	イ施設	イ施設	ア居宅	イ施設		
	960	899	31	61	100	9	24	0	0	100	9

訪問看護ステーションの基準に規定する機能強化型訪問看護管理療養費の届出基準

6 機能強化型訪問看護管理療養費

届出については、別紙様式5を用いること。なお、24時間対応体制加算については、当該加算届出用紙2のコピーを添付すること。

また、超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数に限り、暦月で3月を超えない期間の1人以内の一時的な変動があった場合であっても、変更の届出を行わせる必要はないこと。なお、超重症児及び準超重症児とは、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成28年3月4日保医発0304第1号）」別添6の別紙14の超重症児（者）判定基準による判定スコアが10以上のものをいう。

(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1

次のいずれにも該当するものであること。

イ 常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の数が7以上であること（サテライトに配置している看護職員も含む）。当該職員数については、常勤職員のみ数とすること。

ロ 24時間対応体制加算を届け出ていること。

ハ 次のいずれかを満たすこと。

(イ) 訪問看護ターミナルケア療養費の算定件数、ターミナルケア加算の算定件数及び在宅で死亡した利用者のうち当該訪問看護ステーションと共同で訪問看護を行った保険医療機関において在宅がん医療総合診療料を算定していた利用者数（以下「ターミナルケア件数」という。）を合計した数が年に20以上。

(ロ) ターミナルケア件数を合計した数が年に15以上、かつ、15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時4人以上。

(ハ) 15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時6人以上。

二 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に10人以上いること。

ホ 指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成が必要な利用者のうち、例えば、特に医療的な管理が必要な利用者1割程度について、当該居宅介護支援事業所により居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成していること。なお、ハにおいて（ロ）又は（ハ）に該当する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業者と連携することが望ましい。

ヘ 休日、祝日等も含め計画的な指定訪問看護を行うこと。また、営業日以外であっても、24時間365日訪問看護を必要とする利用者に対して、訪問看護を提供できる体制を確保し、対応すること。

ト 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していることが望ましい。特に、人材育成のための研修については、看護学生の在宅看護実習、病院及び地域において在宅療養を支援する医療従事者の知識及び技術の習得等、在宅医療の推進に資する研修であること。

(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2

次のいずれにも該当するものであること。

イ 常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の数が5以上であること（サテライトに配置している看護職員も含む）。当該職員数については、常勤職員のみ数とすること。

ロ 24時間対応体制加算を届け出ていること。

ハ 次のいずれかを満たすこと。

(イ) ターミナルケア件数を合計した数が年に15以上。

(ロ) ターミナルケア件数を合計した数が年に10以上、かつ、15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時3人以上。

(ハ) 15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時5人以上。

二 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に7人以上いること。

ホ (1)のホからトを満たすものであること。